



申告期間は2月18日(月)から3月15日(金)までです。お忘れなく。

# 確定申告のお知らせ

平成24年分所得税確定申告・平成25年度町県民税申告相談のご案内です。

会場をご確認の上、忘れずに申告しましょう。

生命保険料控除の計算方法が変わりましたのでご注意ください。【問】税務課☎(56)2223

## 1. 年金受給者のための確定申告相談

税務署員が期限前に申告書の作成指導を行います。(場所：島田市・プラザおおるり)

該当する方には、日時と会場の案内が島田税務署から通知されます。時間に遅れないようにお越しください。

## 2. 出張納税相談

実施日 2月27日(水)

受付時間は午前10時～午後3時30分

会場 山村開発センター

担当 島田税務署

▶小規模事業者の方、消費税の申告をされる方は当相談に是非お越しください。

▶当日は納税相談と併せてe-taxの操作説明を行います。e-taxでの申告希望者は当相談に是非お越しください。申告資料と電子証明付きの住基カードを持参すれば、説明を受けながら会場で電子申告をすることができます。また、初めて電子申告される方は最高3千円の税額控除が受けることができます。

## 3. 地区巡回相談日(下記日程表をご確認ください)

▶全会場、午前9時～正午、午後1時～午後3時受付分まで行います。※正午～午後1時までは申告相談を行いません。

▶3月8日(金)は申告の相談を受け付けませんのでご注意ください。

## 4. 日曜日の納税相談(川根本町全域)

▶日曜日にも納税相談を行います。指定日に都合の悪い方は、この機会をご利用ください。

※受付時間は午前9時～正午、午後1時～3時まで

▶2月24日(日)と3月3日(日)の2日間。下記日程表をご確認ください。

### 【2月の相談会場】

実施日	会場	対象地区
2月18日(月)	山村開発センター	田野口
2月19日(火)	山村開発センター	久野脇、久保尾
2月20日(水)	北部地域振興センター(総合支所2階)	青部、崎平
2月21日(木)	北部地域振興センター(総合支所2階)	小長井、小幡、洗富、坂京、平栗
2月22日(金)	北部地域振興センター(総合支所2階)	千頭東、千頭西、寺馬
2月24日(日)	山村開発センター	全地区対象(日曜納税相談)
2月25日(月)	下泉・高齢者コミュニティセンター	下泉、壺町河内
2月26日(火)	下泉・高齢者コミュニティセンター	地名
2月27日(水)	山村開発センター	上長尾、高郷1-5班 税務署出張相談
2月28日(木)	山村開発センター	高郷6-12班、梅高

### 【3月の相談会場】

実施日	会場	対象地区
3月1日(金)	奥泉集会所	大間、接岨、奥泉、大谷、八木
3月3日(日)	北部地域振興センター(総合支所2階)	全地区対象(日曜納税相談)
3月4日(月)	北部地域振興センター(総合支所2階)	上岸、前山、田代、柳三
3月5日(火)	徳山コミュニティ防災センター	徳山1-20班
3月6日(水)	徳山コミュニティ防災センター	徳山21-33班、元藤川1-4班
3月7日(木)	徳山コミュニティ防災センター	元藤川5-21班
3月11日(月)	山村開発センター	八中、瀬平、下長尾
3月12日(火)	山村開発センター	水川
3月13日(水)	北部地域振興センター(総合支所2階)	桑野山、沢間、土本、細尾、小山
3月14日(木)	北部地域振興センター(総合支所2階)	全地区対象
3月15日(金)	山村開発センター	全地区対象

## 5. 申告に必要なもの

- ①税務署や役場から送られてきた申告書・収支内訳書
- ②印鑑、ボールペン、還付の場合は振込先口座の分かるもの
- ③給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票

### ▶「医療費控除を受ける人」

必ず申告前に人別・病院別に仕分け、合計金額を計算してください。医療費の明細書(役場にあります)に事前に記入済みならば、申告が短時間で終了します。

### ▶「住宅取得控除を受ける人」

住民票の写し、契約書、借入金年末残高証明書、登記事項証明書など

### ▶「譲渡・山林所得のある人」

契約書など譲渡の内容や、入金の日が分かるもの

### ▶「その他の所得がある人」

支払い明細書や契約書など所得の内容や、入金の日が分かるもの

**“土地建物・株式等の譲渡、消費税、相続税、贈与税の関係する方は、まず、税務署の電話相談を受けて下さい。島田税務署☎(37)3121 音声案内に従ってください。”**

## 6. 今年の主な改正・変更点「生命保険料控除の計算方法が変わりました」

生命保険料控除の対象となる生命保険料に「介護医療保険料」が加わりました。町に納めていただく「介護保険」については、従来通り社会保険料控除の対象となります。まぎらわしいので、ご注意ください。

今回の申告から、生命保険の種類が以下の5種類に分けられます。

新契約	一般の新生命保険料	平成24年 1月 1日 以降に	契約締結
旧契約	一般の旧生命保険料	平成23年12月31日 以前に	契約締結
新契約	介護医療保険料	平成24年 1月 1日 以降に	契約締結
新契約	新個人年金保険料	平成24年 1月 1日 以降に	契約締結
旧契約	旧個人年金保険料	平成23年12月31日 以前に	契約締結

### 控除額の計算

#### A 平成24年 1月 1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る控除額

一般の新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額の適用限度額はそれぞれ4万円で、適用限度の合計額は12万円です。各種保険料控除の計算は右表のとおりです。

年間の支払保険料の合計額	控 除 額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律に40,000円

#### B 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除額

一般の旧生命保険料、旧個人年金保険料の控除額の適用限度額はそれぞれ5万円で、適用限度の合計額は10万円です。各種保険料控除の計算は右表のとおりです。

年間の支払保険料の合計額	控 除 額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律に50,000円

#### C 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には前記のA又はBにかかわらず一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限4万円)になります。

契約の種類	一般生命保険料控除額	介護医療保険料控除額	個人年金保険料控除額	合計適用限度額
新契約	Aで計算した額 (上限40,000円)	Aで計算した額 (上限40,000円)	Aで計算した額 (上限40,000円)	120,000円
旧契約	Bで計算した額 (上限50,000円)	—	Bで計算した額 (上限50,000円)	100,000円
新契約・旧契約	A・Bで計算した額の合計 (上限40,000円)	A・Bで計算した額の合計 (上限40,000円)	A・Bで計算した額の合計 (上限40,000円)	120,000円

計算が複雑になっています。確定申告の手引き等をご参照になり実際に数字を書き入れて計算されることをお勧めします。